

○南あわじ市政治倫理審査会条例

平成17年6月30日

条例第245号

(設置)

第1条 南あわじ市長等政治倫理条例(平成17年南あわじ市条例第244号。以下「市長等の政治倫理条例」という。)及び南あわじ市議会議員政治倫理条例(平成17年南あわじ市条例第249号。以下「議員の政治倫理条例」という。)の適正な運用を図るため、南あわじ市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 市長等の政治倫理条例第8条の規定に基づく調査の請求に係る調査に関すること。
- (2) 議員の政治倫理条例第4条の規定に基づく調査の請求に係る調査に関すること。
- (3) その他市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)並びに市議会議員の政治倫理の確立を図るため必要な事項

(組織及び委員)

第3条 審査会は、委員13人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる社会的信望があり、地方行政に関し識見の高い者のうちから市長が議会と協議のうえ委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民(地方自治法第74条第5項に規定する選挙権を有する者に限る。)

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期が満了した場合においては、後任の委員が委嘱されるまでその職務を行う。

4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 委員は、自己若しくは配偶者又は三親等内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接に利害関係がある事件については、その審査に加わることができない。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、副会長が職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審査会の会議は、公開する。ただし、審査会が特に必要があると認めるときは、公開しないことができる。

(市民の調査の請求に係る調査等)

第6条 市長は、市議会議長から議員の政治倫理条例第4条第2項の規定により調査請求書等の写しの送付を受けたときは、遅滞なく、審査会に調査を求めなければならない。

- 2 審査会は、市長等の政治倫理条例第8条第2項若しくは前項の規定により調査を求められたときは、その日から起算して60日以内に、その調査結果及び意見を記載した調査報告書を作成し、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定により市議会議員にかかる調査報告書の提出を受けたときは、その写しを速やかに市議会議長に送付しなければならない。

(審査会の調査権限)

第7条 審査会は、前条に規定する調査のため必要があると認めるときは、当該調査の対象となっている市長等又は市議会議員(以下「調査対象者」という。)に対し、資産に関する資料その他必要な資料の提出を求めることができる。

- 2 審査会は、調査審議のため必要があると認めるときは、調査対象者その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。この場合において、調査対象者は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出席することができる。
- 3 審査会は、前2項の規定による求めに応じない者があるときは、その旨を市長に報告するものとする。
- 4 市長は、前項の報告に係る者が市議会議員であるときは、その旨を市議会議長に通知するものとする。

(意見の陳述)

第8条 審査会は、調査対象者又は市長等の政治倫理条例第8条第1項若しくは議員の政治倫理条例第4条第1項の規定に基づく調査の請求をした者(以下「調査請求者」という。)から申立てがあったときは、当該調査対象者又は調査請求者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前条第2項後段の規定は、前項本文の場合に準用する。この場合において、「調査対象

者」とあるのは、「調査対象者又は調査請求者」と読み替えるものとする。

(意見書等の提出)

第9条 調査対象者又は調査請求者は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(庶務)

第10条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年7月1日から施行する。ただし、第2条第2号及び第3号並びに第6条から第8条までの規定中、市議会議員の調査審議にかかる部分は、南あわじ市議会議員政治倫理条例(平成17年南あわじ市条例第249号)の施行の日から施行する。

附 則(平成19年条例第3号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第2条、第5条、第8条及び第10条の改正規定は、平成19年4月1日から平成21年3月29日までの間において規則で定める日から施行する。

(平成21年規則第5号で平成21年3月30日から施行)